

国立病院機構宇多野病院動物実験委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、国立病院機構宇多野病院動物実験規程第4条に基づき、国立病院機構宇多野病院動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置し、動物実験の適正な実施を図ることを目的とする。

（審議事項）

第2条 委員会は、国立病院機構宇多野病院（以下「宇多野病院」という。）における動物実験全般に関する諸事項が円滑に行われるように、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 動物実験の計画、実施状況および問題点に関する事項
- 二 実験内容の動物福祉に関する事項
- 三 国立病院機構宇多野病院動物実験計画書（様式1）の審査に関する事項
- 四 動物関連の行政機関等、外部との折衝に関する事項
- 五 その他、動物実験に関する事項

（構成）

第3条 委員会の委員は、臨床研究部長、統括診療部長及び臨床研究部各研究室長をもって構成する。

- 2 委員長は、臨床研究部長とする。
- 3 副委員長は、委員長の任命する者とする。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 委員長が特に必要と認める時は、委員以外の職員を出席させることができる。
- 6 審議にあたって動物実験の実験者は、当該動物実験の審議に加わらない。

（開催）

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。

（報告）

第5条 委員長は、審議結果について管理診療会議で報告を行う。

（庶務）

第6条 委員会には、議事録を備え、議事の内容を記録する。

- 2 議事録の作成責任者は、庶務係長とする。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

国立病院機構宇多野病院 動物実験委員会 令和3年度

名称	構 成 員	委 員 長 等
動物実験委員会	大江田臨床研究部長 富田薬理研究室長 山本生理研究室長 田原免疫研究室長 須藤分子遺伝研究室長 笠原再生医学研究室長 関 あづさ (ハムリー(株))	(委員長) 大江田臨床研究部長 (副委員長) 富田薬理研究室長 (書記) 庶務係長